「介護サービス事業所等における緊急短期雇用創出事業」Ｑ＆Ａ

Ｑ１．求人方法はハローワークでしか認められないのでしょうか？有料の職業紹介事業者を活用することもできますか？

Ａ１．

ハローワークに限定するものではなく、県福祉人材センターのほか、有料職業紹介事業者の活用や、求人情報誌への掲載、新聞折込チラシ、自社ホームページでの求人広告等、当該事業所が求人を行っていることを誰もが知り得ることができる状況であれば認められます。

なお、県福祉人材センター（092-584-3310）には、介護の仕事に特化した就職支援専門員を配置しており、求人に際してのアドバイスも行っておりますので、是非ご活用ください。

Ｑ２．ハローワークに求人を出しているのですが、実施通知以前から出しているため、求人票特記事項欄に「福岡県緊急短期雇用創出事業関連求人」と記載していません。記載事項の変更をしなければ補助対象とならないのですか？

Ａ２．

既に求人を出しているものについて、当該事項のみの変更を行う必要はありません。求職中の方に対して伝わりやすくするため、また当該事業の周知のため記載をお願いしておりますが、補助の要件ではないため、求人の際に明らかにしていなかったことをもって補助対象外とはなりません。

Ｑ３．補助対象期間は３月３１日までとなっていますが、雇用契約期間も３月３１日までとなるのでしょうか？

Ａ３．

雇用契約期間については特に定めはありませんので、補助対象期間を超えて雇用することもできます。

Ｑ４．求人票の職種欄は、「介護助手」として募集しなければならないのでしょうか？

Ａ４．

介護サービス事業所において身体介護以外の周辺業務等を担う者を便宜上「介護助手」としていますが、人員配置基準に位置付けられたものではないため、呼称についても特に限定するものではありません。「介護補助」や「ケアサポーター」、「ケアアシスタント」など、求職者が業務内容をイメージしやすいようにして募集してください。

Ｑ５．「介護助手」（「介護助手の手引き」で示す難易度Ｃクラスの業務）以外の業務に従事させることはできないのでしょうか？

Ａ５．

対象となる方が、介護業務に関する知識・経験等がない場合、初めから介護業務に従事することはハードルが高いと思われるため、原則として「利用者と関わりがなく、専門的知識・技術がない者でも可能な業務」に従事することを想定したものです。

従って、以前介護業務に従事したことがある、又はホームヘルパー２級や介護職員初任者研修の受講者である場合等は身体介護に従事させることもできます。

そのほか、施設内の消毒作業やデイサービスの送迎に係る運転手など、各事業所の実情に応じて、業務内容を検討してください。

Ｑ６．当該事業を活用したいのですが、まず交付申請の手続きをしてから求人募集すればいいのでしょうか？

Ａ６．

求人募集を行う前であっても交付申請の手続きは可能ですが、仮に求人に応募がなかった場合、交付申請取り下げの手続きが必要となります。実支出額の７割以上が人件費でなければ補助対象とならないため、求人広告等に要した経費のみ補助することはできません。

当該補助金は、交付決定の時期にかかわらず、５月１日から３月３１日の範囲内において、５月１日から１月３１日までの間で雇用を開始した日から対象となりますので、雇用の目処が立ってから、申請受付期間内に交付申請の手続きを行っていただければ結構です。

Ｑ７．人材派遣会社を通して、対象となる者を派遣してもらった場合も補助対象となるのでしょうか？

Ａ７．

人材派遣の場合、「新型コロナウイルス感染症の影響により働く場を失った」ことの確認が困難であること、また、派遣社員への賃金は基本的に人材派遣会社から支払われることから、補助対象外です。

Ｑ８．補助対象経費の「需用費」「役務費」とは、具体的にどのようなものが対象になるのでしょうか？

Ａ８．

需用費の例としては、ユニフォーム代や業務マニュアル印刷代などが挙げられます。役務費の例は、有料職業紹介事業会社への紹介手数料、求人情報誌への求人広告掲載

費などが該当します。光熱水費に関しては、当該事業実施で使用したことが明確である場合のみ対象となります。

Ｑ９.「雇用を開始した日から概ね３か月程度」とありますが、３か月を超えて補助金がもらえますか？

Ａ９.

原則として３か月を超えて補助対象とすることはできません。例えば９月 30 日に雇用した場合、補助対象となるのは９月 30 日から 11 月 30 日までの２月と１日となることから、「概ね」としています。

Ｑ10. 既に交付決定を受けているのですが、「７月中に雇用していたものの前回の交付申請に含めていない者がいる場合」とはどういうことでしょうか？

Ａ10.

例えば、５～６月中に雇用した方が２名おり、その内容で７月半ばに交付申請を行っていたものの、それ以後に新たに対象者を雇用している場合を想定しています。

Ｑ11. 既に基準額満額で交付決定を受けており、８月１日以降も新たに対象者を雇用したのですが、今回の募集分では改めて補助が受けられるのでしょうか？

Ａ11.

今回の御案内は、対象となる方の雇用開始日の範囲と補助対象期間を延長するものであり、８月１日～１月３１日を期間として新たに実施するものではありません。

従って、既に基準額満額で交付決定を受けている場合、追加の補助は受けられないため、今回の期間延長による特段の手続きは必要ありません。

Ｑ12. ７月半ばに雇用を開始しており、９月 30 日分までの交付決定を既に受けています。期間が延長されたということですが、何か手続きは必要ありますか？

Ａ12.

既に交付決定を受けている内容が「基準額に満たない」かつ「３月に満たない」場合であって、９月 30 日以降も雇用が継続しているのであれば、変更交付申請を行うことができます。